

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 福祉部障害福祉課

番号 31

許認可等の内容		肢体不自由児通所医療費の支給
根拠法令及び条項		児童福祉法第21条の5の2第1項
審 査 基 準	関係条項	児童福祉法第21条の5の31
	基準 (未設定の場合は その理由)	支給決定等については次の基準により行う。 ・障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年4月1日設定 (年 月 日最終変更)
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 30日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成25年4月1日設定 (年 月 日最終変更)